
(仮称)下北地域新ごみ処理施設
長期包括運営事業
運営要求水準書

令和4年12月5日

下北地域広域行政事務組合

(仮称) 下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 運営要求水準書

目 次

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 基本事項	1
1.2.1 事業名称	1
1.2.2 事業実施場所	1
1.2.3 事業内容	1
1.2.4 関連施設	1
1.2.5 事業期間等	2
1.2.6 業務範囲	2
1.2.7 処理対象物と処理方法	4
第3節 事業要件	5
1.3.1 一般事項	5
1.3.2 要求水準書等の遵守	5
1.3.3 関係法令等の遵守	6
1.3.4 組合及び官公庁等の指導等	6
1.3.5 官公庁等への申請	6
1.3.6 組合及び官公庁等への報告	7
1.3.7 地元への配慮・協議会での報告等	7
1.3.8 組合等による検査等	7
1.3.9 関連事業等への協力	7
1.3.10 保険への加入	7
1.3.11 許認可等の取得	7
1.3.12 基本性能	7
1.3.13 事前準備	7
1.3.14 公害防止基準	8
1.3.15 用役条件	11
1.3.16 特定調達品の調達	11
1.3.17 車両・重機等	11
1.3.18 除雪・融雪等	11
1.3.19 災害発生時等の廃棄物の処理	11
1.3.20 事業期間終了時の取扱い	12
1.3.21 要求水準書記載事項	12
1.3.22 契約金額の変更	12
第2章 運営	13
第1節 運営条件	13
第2節 組織計画の作成及び人員の配置	13
第3節 計画書及びマニュアルの作成と提出	14
第4節 運営体制の整備	14
第5節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備	14
第6節 防災管理体制の整備	14
第7節 連絡体制の整備	15
第8節 施設保安体制の整備	15
第3章 運転管理業務	16
第1節 本施設に係る運転管理業務（共通事項）	16
3.1.1 本施設の運転管理	16
3.1.2 運転条件	16
3.1.3 適正運転	16

3.1.4	運転計画の作成	16
3.1.5	運転管理マニュアル	16
3.1.6	処理対象物の受付	16
第2節	新ごみ処理施設（ごみ焼却施設）に係る運転管理業務	17
3.2.1	運転条件	17
3.2.2	搬入物の性状分析	18
3.2.3	搬入管理	18
3.2.4	適正処理	18
3.2.5	最終処分場への搬出	19
3.2.6	搬出物の性状分析	19
3.2.7	各種定期検査・分析	19
第3節	新ごみ処理施設（リサイクルプラザ）に係る運転管理業務	20
3.3.1	運転条件	20
3.3.2	搬入管理	20
3.3.3	適正処理	20
3.3.4	最終処分場への搬出	21
3.3.5	資源物等の搬出	21
3.3.6	搬出物の管理	21
第4節	施設保全業務（共通事項）	22
3.4.1	施設保全	22
3.4.2	備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理	22
3.4.3	備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い	22
3.4.4	施設の基本性能の維持	22
3.4.5	施設の点検管理	22
3.4.6	点検・検査計画	22
3.4.7	点検・検査の実施と報告	24
3.4.8	補修計画の作成	24
3.4.9	補修の実施	25
3.4.10	施設の保全	25
3.4.11	更新計画の作成	25
3.4.12	更新工事の実施	26
3.4.13	改良保全	26
3.4.14	清掃	26
3.4.15	建築物の機能維持と点検管理	26
3.4.16	付帯設備の機能維持と点検管理	26
3.4.17	施設見学者等への対応	27
3.4.18	窓口対応	27
3.4.19	帳票類の管理及び記録の保存	27
3.4.20	各種調査票の作成協力	28
3.4.21	地域振興	28
3.4.22	その他	28
第5節	施設保全業務（新ごみ処理施設）	28
3.5.1	施設の機能維持	28
3.5.2	施設の点検管理	28
3.5.3	公害防止監視装置の管理	28
3.5.4	ダイオキシン類ばく露防止対策	28
3.5.5	見学者ホール・通路の案内展示設備	29
第4章	環境管理業務	30
4.1.1	環境保全基準	30
4.1.2	環境保全計画	30
第5章	資源物管理業務	31
5.1.1	資源物の管理	31
第6章	情報管理業務	32

6.1.1	運転記録報告	32
6.1.2	点検・検査報告	32
6.1.3	補修・更新報告	32
6.1.4	環境管理報告	32
6.1.5	作業環境管理報告	32
6.1.6	資源物管理報告	32
6.1.7	施設情報管理	32
6.1.8	その他管理記録報告	32
第7章	安全管理業務	33
第1節	安全衛生管理・作業環境管理	33
7.1.1	安全衛生管理	33
7.1.2	作業環境管理基準	33
7.1.3	作業環境管理計画	33
第2節	防災管理	34
第3節	施設保安管理	34
第8章	人事管理業務	35
8.1.1	従業員に対する教育訓練	35

用語の定義

No.	用 語	定 義
1	組合	下北地域広域行政事務組合をいう。
2	本事業	(仮称) 下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業をいう。
3	本施設	下北地域新ごみ処理施設のごみ焼却施設、リサイクルプラザ、管理棟、計量棟、ストックヤード、洗車場、大型鳥獣用焼却棟等の施設・設備およびその周辺を総称していう。
4	ごみ焼却施設	構成市町村から搬入される可燃ごみ、高水分ごみなどを処理する施設をいう。
5	リサイクルプラザ	構成市町村から搬入される不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみなどを処理する施設をいう。
6	構成市町村	むつ市、大間町、東通町、風間浦村、佐井村をいう。
7	アックス・グリーン	組合が所有する既存の一般廃棄物等処理施設の施設・設備およびその周辺を総称していう。なお、本事業の運営対象には該当しない。
8	建設事業者	本施設整備事業を実施した事業者をいう。
9	事業準備期間	運営事業者が本施設の運転等の教育を建設事業者から受け、本事業を円滑に開始するために必要となる期間であり、事業契約締結日の翌日から令和6年3月31日までの期間をいう。
10	事業期間	令和6年4月1日から令和21年3月31日までの期間をいう。
11	事業期間等	事業準備期間及び事業期間から構成される、約15年9ヶ月間をいう。
12	乖離請求期間	運営事業者が本施設にかかる入札説明書等の記載内容と本施設の現況との間に著しい乖離を証明した場合、これら乖離に基づく費用負担等を組合へ請求できる期間であり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。
13	入札説明書等	本事業における入札参加者の募集に際して公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)などの資料を総称していう。
14	入札説明書	本事業における入札参加者の募集に際して公表する「下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 入札説明書」をいう。
15	要求水準書	本事業における入札参加者の募集に際して公表する「下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 要求水準書」をいう。
16	基本協定書(案)	本事業における入札参加者の募集に際して公表する「下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 基本協定書(案)」をいう。
17	事業契約書(案)	本事業における入札参加者の募集に際して公表する「下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 事業契約書(案)」をいう。
18	落札者決定基準	本事業における入札参加者の募集に際して公表する「下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 落札者決定基準」をいう。
19	様式集	本事業における入札参加者の募集に際して公表する「下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業 様式集」をいう。
20	価格提案書	入札説明書等の記載に基づいて入札参加者が提出した価格提案書をいう。
21	技術提案書	入札説明書等の記載に基づいて入札参加者が提出した技術提案書をいう。
22	提案書等	価格提案書及び技術提案書を総称していう。
23	選定委員会	下北地域新ごみ処理施設運営事業者選定委員会をいう。
24	入札希望者	本事業の入札に参加を希望する者をいう。
25	入札参加者	入札希望者のうち、入札参加資格審査を通過した者をいう。
26	落札者	入札参加者の中から審査委員会を選定した者をいう。
27	運営事業者	組合と事業契約を締結した者をいう。

第1章 総則

(仮称) 下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業要求水準書は、組合が、本事業を実施する運営事業者に対して要求する業務水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務等については要求水準書に明記されていない事項であっても、運営事業者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

第1節 事業概要

本事業は、構成市町村から排出される一般廃棄物を適正に処理するため、本施設の運転、保全（点検、補修、更新、部品調達等）を含めた包括的な運営業務を事業期間にわたって実施するものである。

運営事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入される廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、運営事業者の提案による創意工夫のもと、業務の水準を確保しつつ効率的な運営を行うものとする。

第2節 基本事項

1.2.1 事業名称

(仮称) 下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業

1.2.2 事業実施場所

青森県むつ市大字奥内字今泉地内

1.2.3 事業内容

本事業における業務は、本施設に関する運転管理業務、受付計量業務、施設保全業務、環境管理業務、資源物管理業務、情報管理業務、安全管理業務、人事管理業務等である。

1.2.4 関連施設

本事業における対象施設の概要及び関連施設は表1～表3のとおりである。

表1 下北地域新ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の概要

項目	概要
施設名称	新ごみ処理施設（ごみ焼却施設）
所在地	青森県むつ市大字奥内字今泉地内
施設規模	43t/24h×2 炉 計 86t/24h
処理対象物	可燃ごみ、高水分ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣（リサイクルプラザ）
処理方式	ストーカ方式
竣工年月	令和6年3月予定
設計・施工	株式会社 川崎技研
事業期間	令和6年4月～令和21年3月（15年間）

表2 下北地域新ごみ処理施設（リサイクルプラザ）の概要

項 目	概 要
施設名称	新ごみ処理施設（リサイクルプラザ）
所在地	青森県むつ市大字奥内字今泉地内
施設規模	14t/5h
処理対象物	処理：不燃ごみ、粗大ごみ、缶類、ペットボトル、びん類 貯留：有害ごみ、紙類、白色トレイ
処理方式	破碎＋選別＋圧縮、貯留
竣工年月	令和6年3月予定
設計・施工	株式会社 川崎技研
事業期間	令和6年4月～令和21年3月（15年間）

表3 下北地域新ごみ処理施設の関連施設

関連施設
・管理棟
・計量棟
・ストックヤード
・洗車場
・大型鳥獣用焼却棟
・駐車場
・その他（構内通路、門扉・囲障等）

1.2.5 事業期間等

事業準備期間、乖離請求期間及び事業期間は次のとおりとする。

運営事業者は、事業準備期間において、建設事業者から本施設の運営業務を引継ぐものとする。

- ・事業準備期間

事業契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

- ・乖離請求期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

- ・事業期間

令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間

1.2.6 業務範囲

本事業における運営事業者の業務範囲の概要は、本施設の運転、保全（点検、補修、更新、部品調達等）を含めた包括的な運営業務を事業期間にわたって実施するものである。図1に運営事業者の業務範囲の概要図を示す。

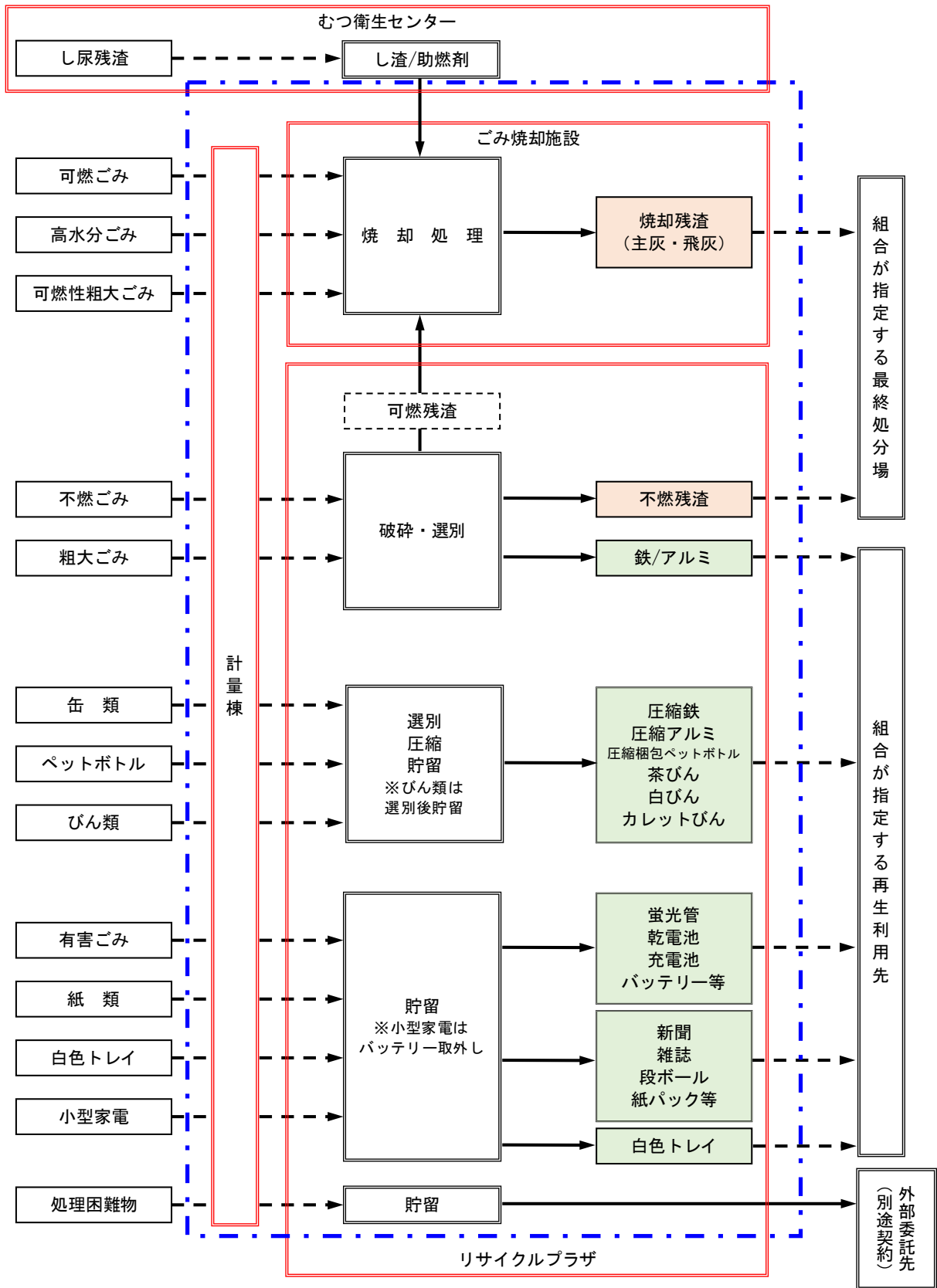


図1 運営事業者の業務範囲の概要図

1.2.7 処理対象物と処理方法

本事業における処理対象物は、構成市町村から搬入される一般廃棄物その他組合が認めたものである。処理方法、回収される資源物は、表4のとおりである。

表4 処理方法及び回収資源

施設		種類	処理方法	回収資源
新 ご み 処 理 施 設	ご み 焼 却 施 設	可燃ごみ	焼却⇒残渣埋立	—
		高水分ごみ (し尿残渣)	衛生センターでの脱水処理⇒助 燃剤化⇒焼却⇒残渣埋立	
		高水分ごみ (漁業系養殖残渣)	焼却⇒残渣埋立	—
		可燃性粗大ごみ	焼却⇒残渣埋立	—
		リサイクルプラザからの 破砕可燃物、選別後可燃物	焼却⇒残渣埋立	—
	リ サ イ ク ル プ ラ ザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破砕・選別⇒可燃残渣：焼却 ⇒不燃残渣：埋立 ⇒資源物：引渡し	鉄、アルミ
		缶類	選別・圧縮・貯留⇒引渡し	圧縮鉄・圧縮アルミ
		ペットボトル	選別・圧縮・貯留⇒引渡し	圧縮梱包ペットボトル
		びん類	選別・貯留⇒引渡し	茶・白・他カレット
		有害ごみ	貯留⇒引渡し	蛍光管、乾電池、充電電池、 ライター等
		紙類	貯留⇒引渡し	新聞、雑誌、段ボール、 紙パック等
		白色トレイ	貯留⇒引渡し	白色トレイ
		小型家電	選別・貯留⇒引渡し ※バッテリーは取外し選別	※バッテリーは有害ごみ
		処理困難物	貯留⇒引渡し	—

第3節 事業要件

1.3.1 一般事項

運営事業者は、本事業を実施するに当たり、本施設が組合の循環型社会形成を推進する主要施設であること、また、住民の理解を得た上で運営されていることを十分自覚した上で以下の事業要件を遵守し、適正な運営に努めること。

(1) 一般廃棄物の適正処理・処分

施設の基本性能を発揮させ、本施設に搬入される廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分すること。また、自然災害に伴って発生した災害廃棄物の適正処理に対して協力を行うこと。

(2) 適正な運営

施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安全・安心を与えられる運営に努めること。

(3) 環境の保全

地球環境、地域環境の保全と環境負荷の低減に十分配慮すること。

- ① 公害防止への配慮
- ② 省エネルギー対策の実践
- ③ リサイクル・再資源化の積極的な推進

(4) 安全の確保

本施設内における災害を防止するとともに、従業者や見学者等の安全を確保すること。

- ① 火災や爆発などの施設における災害の発生防止
- ② 労働災害の発生防止と従業者及び見学者等の安全確保
- ③ 防犯体制の整備

(5) 経済性への配慮

本施設の運営を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営が行えるよう配慮すること。

- ① 長期的視野に立った事業運営の確立
- ② 事業運営体制の効率的な運用

(6) 適切な事業計画の立案

本事業が15年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した事業継続が図られるよう適切な事業計画を立案すること。

- ① 長期にわたり安定した事業計画の作成と実施
- ② 適切なリスク管理計画の作成と実施
- ③ 安定継続のための信用補完手段の確保

1.3.2 要求水準書等の遵守

運営事業者は、事業期間中、要求水準書、事業契約書、提案書等に記載される要件を遵守すること。

1.3.3 関係法令等の遵守

運営事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「ダイオキシン類対策特別措置法」その他の関係法令等を遵守すること。主な関係法令は1.3.3 表5のとおりである。

表5 主な関係法令等

法令等	法令等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 都市計画法 ・ 建築基準法 ・ 建設業法 ・ 消防法 ・ 道路法 ・ 道路交通法 ・ 下水道法 ・ 水道法 ・ 環境基本法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 大気汚染防止法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法 ・ 悪臭防止法 ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 ・ 労働基準法 ・ 労働安全衛生法 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・ 航空法 ・ 電波法 ・ 有線電気通信法 ・ 電気事業法 ・ 電気工事士法 ・ 電気用品取締法 ・ 計量法 ・ 事務所衛生基準規則 ・ 危険物の規制に関する規則・政令 ・ 毒物及び劇物取締法 ・ 労働者派遣法 ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質等障害予防規則 ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ・ 高圧ガス取締法 ・ 一般高圧ガス保安規則 ・ 有機溶剤中毒予防規則 ・ 酸素欠乏症等防止規則 ・ 電気設備に関する技術基準 ・ 電気工作物の溶接に関する技術基準 ・ クレーン等安全規則 ・ クレーン構造規格 ・ クレーン過負荷防止装置構造規格 ・ ボイラ及び圧力容器安全規則 ・ 電気機械器具防爆構想規格 ・ 溶接技術検定基準（JISZ3801） ・ 圧力容器構造規格 ・ 日本産業規格（JIS） ・ 日本農林規格（JAS） ・ 電気規格調査会標準規格（JEC） ・ 日本電気工業会標準規格（JEM） ・ 電線技術委員会標準規格（JCS） ・ 日本油圧工業会規格（JOHS） ・ 内線規程 ・ 電気供給規程 ・ ゴンドラ安全規則 ・ 地方自治法 ・ グリーン購入法 ・ 特定フロンの排出抑制・使用合理化指針 ・ ごみ処理施設性能指針 ・ a青森県及び組合の条例・規則等 ・ その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等

1.3.4 組合及び官公庁等の指導等

運営事業者は、事業期間中、組合及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

1.3.5 官公庁等への申請

運営事業者は、組合が行う本施設の運営に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を作成・提出すること。なお、運営に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

1.3.6 組合及び官公庁等への報告

運営事業者は、本施設の運営に関して、組合及び官公庁等が要求する報告、記録、資料提供等に速やかに対応すること。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、組合の指示に従うこと。

1.3.7 地元への配慮・協議会での報告等

運営事業者は、本施設の運営に関して、地元への配慮を十分に行うこと。また、年1回または必要に応じて「奥内地域廃棄物処理施設環境対策協議会」に参加し、運営実績報告等を行うこと。

1.3.8 組合等による検査等

運営事業者は、組合等が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

1.3.9 関連事業等への協力

運営事業者は、本事業実施箇所及び周辺で組合及び関係団体が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

1.3.10 保険への加入

運営事業者は、事業期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。保険金額等については、運営事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。なお、組合においては、(公社)全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入している。

1.3.11 許認可等の取得

運営事業者は、事業準備期間に本事業を実施するにあたり必要とされる許認可等を取得すること。

1.3.12 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本施設がその設備によって備え持つ施設としての機能、能力及び効率であり、本施設にあつては、竣工時の「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」ほか「閲覧に供する参考資料で示される竣工関連図書」において保証される内容である。運営事業者は、適切な運営により当該基本性能を維持すること。

1.3.13 事前準備

運営事業者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を作成するものとする。運営事業者は学習計画書に従って、事業準備期間において、建設事業者からの引継、運転人員の採用、トレーニングなどの運営開始のための必要な準備業務を必要に応じて組合職員等の協力を得ながら行うこと。

また、運営事業者は、事業期間開始までに、運營業務に係る運営マニュアル、運営計画及び修繕計画（これらをまとめて、以下「事業実施計画書」という。）を作成するものとする。

1.3.1.4 公害防止基準

本事業における本施設（ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ）の公害防止基準は、以下に示すとおりである。

(1) 排ガス基準（ごみ焼却施設）

表6 排ガス基準

項目	法規制値 ^{※2}	自主規制値 ^{※2}
ばいじん濃度	0.08g/Nm ³ 以下	0.01g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物濃度	K値17.5以下	20ppm以下
塩化水素濃度	430ppm以下	50ppm以下
窒素酸化物濃度	250ppm以下	80ppm以下
一酸化炭素濃度 ^{※1}	30ppm以下	30ppm以下
ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下
水銀（水銀及びその化合物）濃度	30μg/Nm ³ 以下	30μg/Nm ³ 以下

※1 100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと

※2 O₂ 12%換算値の4時間平均値

(2) 排水基準（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ）

プラント排水はクローズド方式とし、外部への排水を行わないため、基準値の適用はない。生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、処理水を放流する。この場合、放流水に係る水質基準は以下を順守すること。

- BOD：20mg/L以下
- BOD除去率：90%以上

なお、浄化槽放流水の水質検査については、「設置後等の水質検査」（浄化槽を使い始めて3ヶ月を経過してから5ヶ月以内）及び1回/年の「定期検査」を行うこと。

(3) 熱しゃく減量に係る基準（ごみ焼却施設）

表7 熱しゃく減量に係る基準

項目	基準
焼却残渣の熱しゃく減量（主灰）	5%以下

(4) 飛灰処理物に係る溶出基準 (ごみ焼却施設)

表8 飛灰処理物に係る溶出基準

項目	基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下
六価クロム又はその化合物	1.5mg/L以下
ヒ素又はその化合物	0.3mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下

(5) 飛灰処理物のダイオキシン類含有基準 (ごみ焼却施設)

表9 ダイオキシン類含有基準

項目	基準
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g以下

(6) 主灰のダイオキシン類含有基準 (ごみ焼却施設)

表10 ダイオキシン類含有基準

項目	基準
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g以下

(7) 作業環境基準 (ごみ焼却施設)

表11 ダイオキシン類含有基準

項目	基準
ダイオキシン類濃度	2.5pg-TEQ/m ³ 以下

(8) 粉じん基準 (リサイクルプラザ)

表12 粉じん基準

項目	基準
排気口出口粉じん濃度	0.1g/m ³ N以下
作業環境中粉じん濃度	2mg/m ³ 以下

(9) 騒音基準 (ごみ焼却施設・リサイクルプラザ)

表13 騒音基準

区分	朝	昼	夕	夜
	6～8時	8～19時	19～21時	21～翌6時
基準値 (dB(A))	55	60	55	50

(10) 振動基準

表14 振動基準

区分	昼	夜
	8～19時	19～翌8時
基準値 (dB)	60	55

(11) 悪臭基準（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ）

表15 悪臭基準（敷地境界）

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1ppm 以下	イソハ ^レ ルアルテ ^{ヒト}	0.003ppm 以下
メチルメルカプ ^{タン}	0.002ppm 以下	イソフ ^{タノール}	0.9ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	酢酸エチル	3ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	メチルイソフ ^{チルケトン}	1ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	トルエン	10ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	スチレン	0.4ppm 以下
アセトアルテ ^{ヒト}	0.05ppm 以下	キシレン	1ppm 以下
フ ^{ロヒ} オンアルテ ^{ヒト}	0.05ppm 以下	フ ^{ロヒ} オン酸	0.03ppm 以下
ノルマルフ ^{チルアルテ} ヒト ^{ヒト}	0.009ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
イソフ ^{チルアルテ} ヒト ^{ヒト}	0.02ppm 以下	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
ノルマルハ ^レ ルアルテ ^{ヒト}	0.009ppm 以下	イソ吉草酸	0.001ppm 以下

表16 悪臭基準（気体排出口）

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	注1	イソハ ^レ ルアルテ ^{ヒト}	注1
メチルメルカプ ^{タン}	—	イソフ ^{タノール}	注1
硫化水素	注1	酢酸エチル	注1
硫化メチル	—	メチルイソフ ^{チルケトン}	注1
二硫化メチル	—	トルエン	注1
トリメチルアミン	注1	スチレン	—
アセトアルテ ^{ヒト}	—	キシレン	注1
フ ^{ロヒ} オンアルテ ^{ヒト}	注1	フ ^{ロヒ} オン酸	—
ノルマルフ ^{チルアルテ} ヒト ^{ヒト}	注1	ノルマル酪酸	—
イソフ ^{チルアルテ} ヒト ^{ヒト}	注1	ノルマル吉草酸	—
ノルマルハ ^レ ルアルテ ^{ヒト}	注1	イソ吉草酸	—

注1：気体排出口における規制基準（許容限度：m³N/h）は、「悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年4月1日むつ市告示第48号）に基づき、特定悪臭物質の種類ごとに算出された流量とする。

1.3.15 用役条件

① 給排水

プラント用水はすべて井水を使用し、プラント排水は系外へ排出しないクローズド式とする。生活用水はすべて上水を使用し、生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、処理水を放流する。

② 電気

電力需給契約は運営事業者にて行うこと。また、受電方式は、交流3相3線式高圧6,600Vである。ただし、電気は本施設を經由してむつ衛生センターにも送電されるため、電力事業者に支払う電気料金については組合に請求すること。

③ 電話

運営事業者用回線は、必要分を運営事業者自ら電話会社から新規に調達する。

④ 燃料

助燃燃料として灯油を使用する。

⑤ 薬剤

排ガス処理、排水処理等に薬剤を使用する。

⑥ 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

1.3.16 特定調達品の調達

運営事業者は、本施設の運營業務の実施において、「特定調達品のリスト」に示す本施設の建設事業者の製品等（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、建設事業者の協力を求めることができる。また、特定調達品に係る補修・更新工事等において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、建設事業者の協力により、合理的な条件で調達することができるものとする。

上記に係わらず、運営事業者が自らの責任において建設事業者以外から特定調達品を調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、運営事業者は、本施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

1.3.17 車両・重機等

運営事業者は、本事業において必要となる車両・重機等について、運営事業者が自ら用意すること。また、本施設の運転管理・施設保全に支障のないものを使用すること。

1.3.18 除雪・融雪等

本施設の駐車場及びアプローチ道路について、施設運営に影響が生じないよう除雪・融雪等を適切に行うこと。

1.3.19 災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を組合が実施しようとする場合、運営事業者

はその処理・処分に協力すること。

1.3.20 事業期間終了時の取扱い

(1) 事業期間終了時における施設の引渡し条件

組合は、事業期間終了後においても継続して本施設を使用する予定である。事業期間終了後の詳細については事業期間終了の概ね3年前に改めて検討・協議の上決定することとする。

(2) 事業期間終了時の機能検査

運営事業者は、事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、組合の立会の下に実施する。

当該検査の結果、本件施設が事業期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は事業期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、本件施設が事業期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。

(1) プラント設備が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。

(2) 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

(3) 外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、事業期間満了後の運営を担当する事業者（又は組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。また、「プラント設備が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている」とは、運営・維持管理対象施設が「基本性能」を満たすことをいう。

1.3.21 要求水準書記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的内容について定めたものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の運営のために運営事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て運営事業者の責任において実施すること。

(2) 図表の取り扱い

要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本施設の運営のために運営事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て運営事業者の責任において実施すること。

1.3.22 契約金額の変更

事業提案の提出後に、「1.3.21」により事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第2章 運営

第1節 運営条件

本事業の運営は、以下に基づいて行うものとする。

- (1) 入札説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 事業契約書
- (4) 各種質問回答書
- (5) 運営事業者が提案した書類
- (6) その他組合の指示するもの

第2節 組織計画の作成及び人員の配置

運営事業者は、事業期間開始までに、下記事項に基づいた全体及び施設別の人員配置計画を作成し報告すること。

- ① 運営事業者は、本施設の運転管理を適切に行うことが可能な人員配置を行うこと。
- ② 運営事業者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。第2章 第2節 ② 表17に主な資格を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

表17 主な資格とその業務内容（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	施設の維持管理に関する技術上の業務の実施及び施設を維持管理する事務に従事する職員の監督（新ごみ処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルプラザ）
第2種酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
有機溶剤作業主任者	有機溶剤による汚染防止の指揮・監督
危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督
第2種ボイラータービン主任技術者	発電用ボイラー、蒸気タービン等の工事、維持、運用に係る保安の監督
第1種電気工事士	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督
自家用発電設備専門技術者	発電設備の適正な維持管理を図るための点検・整備
エネルギー管理員	燃料や電気を消費する設備の維持、燃料や電気の使用方法の改善及び監視
特定化学物質作業主任者	特定化学物質による汚染防止の指揮・監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
玉掛作業	玉掛作業を行う
フォークリフト運転者	最大荷重 1t 以上のフォークリフトの運転作業
ショベルローダー等運転者	最大荷重 1t 以上のショベルローダーの運転作業
車両系建設機械（整地等）運転者	機体重量 3t 以上の車両系建設機械の運転作業
クレーン・デリック運転士	つり上げ荷重 5t 以上を含め全てのクレーンとデリックを運転作業

第3節 計画書及びマニュアルの作成と提出

運営事業者は、事業期間開始までに、要求水準書及び提案書に基づき運營業務に係る運転教育計画、運転計画、運転管理マニュアル、施設保全計画（調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画、清掃計画等）、環境保全計画、作業環境管理計画、安全作業マニュアル、防災管理計画、施設保安計画等（これらを総称して「事業実施計画書」という。）を作成し、組合の承諾を得ること。

第4節 運営体制の整備

- (1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運営体制を整備すること。
- (2) 整備した運営体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第5節 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第6節 防災管理体制の整備

- (1) 運営事業者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。
- (2) 運営事業者は、整備した防災管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、組合と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
- (4) 運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (5) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合に承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。
- (6) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時には、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。
- (7) 運営事業者は、整備した自主防災組織について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (8) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき防災訓練

等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練等の結果については組合へ報告書を提出すること。

- (9) 運営事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第7節 連絡体制の整備

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合に承諾を得ること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第8節 施設保安体制の整備

- (1) 運営事業者は、本施設の保安体制を整備し、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
- (2) 運営事業者は、本施設内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (3) 運営事業者は、夜間、休日等必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設に係る運転管理業務（共通事項）

3.1.1 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、搬入される廃棄物を関係法令、本施設における公害防止基準等を遵守し、運営事業者の責任と費用負担により適切に処理処分するとともに、経済的運転に努めること。

3.1.2 運転条件

(1) 公害防止基準

1.3.14 を参照のこと。

(2) 用役条件

1.3.15 を参照のこと。

3.1.3 適正運転

運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

3.1.4 運転計画の作成

(1) 運営事業者は、年度別の計画処理量及び埋立量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。

(2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。

(3) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、変更すること。

3.1.5 運転管理マニュアル

(1) 運営事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定するとともに、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた運転を実施すること。

(2) 運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転状況にあわせて随時改善すること。

(3) 運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。

3.1.6 処理対象物の受付

(1) 受付管理

運営事業者は、処理対象物を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行うこと。

運営事業者は、直接ごみを搬入する者に対して、計量棟にて受付事務を行うこと。

運営事業者は、直接ごみを搬入する者に対して、廃棄物の排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。持ち込まれ

た廃棄物が基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。判断基準は組合にて作成する。

運営事業者は、組合の指示に従い、収集された不法投棄や罹災ごみ等を受け入れること。

運営事業者は、搬入される廃棄物をごみピット等の受入設備にて受入可能である限り、受け入れること。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を組合に報告し、組合の指示に従うこと。

(2) 案内・指示

運営事業者は、直接ごみを搬入する者に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示すること。

(3) 料金徴収

運営事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者から、組合が定めるごみ処理手数料を、組合が定める方法で、自動料金徴収機を用いて徴収する。

自動料金徴収機で徴収した料金は、組合が回収する。

(4) ごみ搬入日及び受付時間

計量棟におけるごみ搬入日及び受付時間は以下のとおりとする。

(ア) 受入する日

毎週月曜日から土曜日（祝日含む）

9時00分～16時30分

(イ) 受入しない日

日曜日、年末・年始（12月31日～1月3日（4日間））

第2節 新ごみ処理施設（ごみ焼却施設）に係る運転管理業務

3.2.1 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

(1) 年間運転日数

施設の年間稼働日数は1炉292日以上とする。

(2) 運転時間

施設の運転時間は24時間/日とする。

(3) 処理対象物と年間処理量

ごみ焼却施設における処理対象物と年間処理量は3.2.1(3)表18のとおりである。また、令和6年度～令和20年度までの年度別計画搬入量を別添資料1に示す。

表18 処理対象物及び年間処理量（ごみ焼却施設）

処理対象物	年間処理量
焼却処理量（令和6年度）	23,930 t/年
燃やせるごみ	20,996 t/年
高水分ごみ	1,879 t/年
破碎可燃物、選別後可燃物（令和6年度）	1,055 t/年
大型鳥獣（令和3年度）	52 頭/年

(4) 計画ごみ質

可燃ごみの計画ごみ質は表19のとおりである。

表19 計画ごみ質

ごみ質		単位	低質	基準	高質
三成分	水分	%	51.55	45.28	36.45
	可燃分	%	37.90	45.33	55.81
	灰分	%	10.55	9.39	7.74
低位発熱量		kJ/kg	6,800	9,000	12,100
単位容積重量		kg/m ³	190	179	167
元素組成	炭素	%	—	26.02	—
	水素	%	—	3.64	—
	窒素	%	—	0.73	—
	酸素	%	—	14.49	—
	硫黄	%	—	0.03	—
	塩素	%	—	0.42	—

3.2.2 搬入物の性状分析

運営事業者は、ごみ焼却施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。測定内容は、三成分（水分、可燃分、灰分）、低位発熱量、単位容積重量、種類組成とし、年4回以上実施すること。

3.2.3 搬入管理

- (1) 運営事業者は、安全に搬入を行うために誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。
- (2) 運営事業者は、ごみ焼却施設に搬入される廃棄物について焼却不適物の混入防止に努めること。
- (3) 運営事業者は、搬入ごみに含まれる焼却不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、搬入者の了解を得てその中身について確認すること。また、資源化が可能な段ボール箱等については、資源化を行うこと。
- (4) 運営事業者は、搬入された廃棄物に処理不適物があった場合は、搬入者に持ち帰りさせること。
- (5) 運営事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。
- (6) 運営事業者は、搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルを生じないように、十分に配慮のうえ、搬入管理を実施すること。

3.2.4 適正処理

- (1) 運営事業者は、搬入された廃棄物について、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行

うこと。

- (2) 運営事業者は、ごみ焼却施設より排出される焼却残渣等が関係法令、公害防止基準を満たすように適切に処理すること。

3.2.5 最終処分場への搬出

- (1) 運営事業者は、ごみ焼却施設から排出される焼却残渣が、関係法令、ごみ焼却施設の公害防止基準を満たすことを定期的に確認すること。なお、焼却残渣は組合が指定する外部委託事業者にて最終処分場へ運搬する。
- (2) 運営事業者は、搬出車両への焼却残渣積込において運搬事業者とトラブルを生じないように、十分に配慮のうえ、搬出管理を実施すること。

3.2.6 搬出物の性状分析

- (1) 運営事業者は、ごみ焼却施設から排出される焼却残渣等の量及び性状について分析・管理を行うこと。

3.2.7 各種定期検査・分析

- (1) 運営事業者は、ごみ質や排ガス等、必要な検査・分析を定期的を実施すること。主な検査項目・頻度は表20とおりにある。

表20 主な検査項目・頻度（ごみ焼却施設）

項目	測定頻度	測定項目
ごみ質	4回/年	単位体積重量、三成分、種類組成、低位発熱量
排ガス	各炉2回/年	ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀
ダイオキシン類	各炉1回/年	排ガス中、焼却灰中のダイオキシン類と一酸化炭素濃度
飛灰	1回/年	飛灰中の重金属類及びダイオキシン類
焼却灰	各炉1回/月	熱灼減量
作業環境	2回/年	焼却炉周辺、灰出し作業周辺、集じん機周辺のダイオキシン類

第3節 新ごみ処理施設（リサイクルプラザ）に係る運転管理業務

3.3.1 運転条件

運営事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

(1) 年間運転日数

施設の年間稼働日数は 250 日以上とする。

(2) 運転時間

施設の運転時間は原則として 5 時間/日とする。

(3) 処理対象物と年間処理量

リサイクルプラザにおける処理対象物と年間処理量は3.3.1 (3)表21のとおりである。

表21 処理対象物及び年間処理量（リサイクルプラザ）（令和6年度）

処理対象物	年間処理量
破砕設備	1,875 t /年
不燃ごみ	1,165 t /年
粗大ごみ	710 t /年
選別設備	535 t /年
ペットボトル	86 t /年
びん類（無色）	97 t /年
びん類（茶色）	174 t /年
びん類（その他）	51 t /年
缶類（鉄）	98 t /年
缶類（アルミ）	29 t /年
合計	2,410 t /年

3.3.2 搬入管理

(1) 運営事業者は、安全に搬入を行うために誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。

(2) 運営事業者は、リサイクルプラザに搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。

(3) 運営事業者は、搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、搬入者の了解を得てその中身について確認すること。また、資源化が可能な小型家電、段ボール箱等については、選別・保管し、組合が指定する資源回収業者に引き渡すこと。

(4) 運営事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。

(5) 運営事業者は、搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルを生じないように、十分に配慮のうえ、搬入管理を実施すること。

3.3.3 適正処理

(1) 運営事業者は、リサイクルプラザに搬入された廃棄物について、関係法令、施設

の公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。

(2) バッテリー内蔵型の小型家電について、ストックヤードに仮置きしてバッテリーの取外しを行うこと。

(3) 処理困難物の取り扱いについては、外部委託で処理すること。なお、外部委託に係る費用については、本事業とは別に組合が運営事業者に対して相当額を支払うものとする。

3.3.4 最終処分場への搬出

(1) 運営事業者は、リサイクルプラザから排出される破砕不燃物が関係法令を満たすことを定期的を確認すること。なお、破砕不燃物は組合が指定する外部委託事業者にて最終処分場へ運搬する。

(2) 運営事業者は、搬出車両への破砕不燃物積込において運搬事業者とトラブルを生じないように、十分に配慮のうえ、搬出管理を実施すること。

3.3.5 資源物等の搬出

(1) 運営事業者は、リサイクルプラザから回収される資源物を組合が指定する資源回収業者に引き渡すこと。

(2) 衛生センターにおいて脱水補助剤として使用する古紙についても、現在アックス・グリーンから購入しているように、別途で単価契約を行うこと。

3.3.6 搬出物の管理

運営事業者は、リサイクルプラザから回収される鉄類、アルミ類、破砕不燃物、梱包ペットボトル等、ストックヤードの紙類、白色トレイ、有害ごみ、小型家電等を適正に保管するとともに、搬出量をそれぞれ計量すること。

第4節 施設保全業務（共通事項）

3.4.1 施設保全

運営事業者は、以下に示す要件、公害防止基準及び関係法令等を遵守し、事業実施計画等に基づき、運営事業者の責任と費用負担により適切な施設設備の保全を行うこと。

3.4.2 備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理

運営事業者は、本施設の年間運転計画、月間運転計画に基づき、経済性を考慮した本施設の備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、提出すること。

また、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3.4.3 備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い

運営に必要な備品・什器・物品のうち、運営事業者が新たに購入したものは、原則として運営事業者に帰属するものとするが、その取り扱いについては事業期間終了時に組合と協議する。また、予備品、消耗品については、組合が事業期間開始時に、組合の所有するものを運営事業者に引き渡すため、運営事業者は、事業期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、事業期間開始時に組合から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を組合に引き渡すこと。

3.4.4 施設の基本性能の維持

運営事業者は、本施設の設備・機器等を適切に管理し、本施設の基本性能を事業期間にわたり維持すること。ただし、設備を改造した場合は、第三者機関により確認された性能を維持するものとする。

3.4.5 施設の点検管理

運営事業者は、本施設の点検作業等を行うこと。日常点検により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。なお、点検項目（参考）は表22のとおりである。

表22 点検項目（参考）

No	項目	点検内容	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の保全を行う	点検・補修・清掃作業
		樹木・植栽等の保全及び駐車場及びトイレの点検、修理及び更新を行い、常に良好な環境を保つ。	点検・補修・剪定、刈込、除草、追肥、殺虫剤散布等
		必要な箇所の除雪を行い、安全を確保する。	点検・除雪作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3ヶ月点検）を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検

3.4.6 点検・検査計画

(1) 運営事業者は、点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

(2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成すること。

(3) 点検・検査計画書は組合に提出し、その承諾を得ること。なお、主な法定点検項目（参考）は表23のとおりである。

表23 法定点検項目（参考）

No.	項目	法令・通知等	期間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年毎
2	計量機	計量法 定期検査	2年毎
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1年毎 1月毎 2年毎
4	発電用ボイラ	電気事業法 定期検査 同法施工規制 ボイラ	1月毎 運転が開始された日又は 定期事業者検査が終了した 日以降2年を超えない時期
5	タービン	電気事業法 定期検査 同法施工規制 タービン	1月毎 運転が開始された日又は 定期事業者検査が終了した 日以降4年を超えない時期
6	第1種圧力容器	労働安全衛生法 定期検査 ボイラ及び圧力容器安全規則 性能検査	1月毎 1年毎
7	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期検査	1年毎
8	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期検査	1年毎
9	受配電設備 非常用自家発電設備 低圧電気設備	電気事業法 保安規定	1年毎 1月ごと 1週ごと
10	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	6月毎
11	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
12	エレベータ	建築基準法 同法施行令 同法施行規則 定期検査	1年毎

		定期自主検査	1 月毎・常時監視
13	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	・排ガス 1 検体×2 炉 1 年毎 ・飛灰 1 検体×2 炉 1 年毎
14	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	年 4 回以上
15	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	常時
16	ばい煙 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物 水銀	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法	年 2 回以上（×2 炉）
17	重機等	労働安全衛生規則第 151 条の 21 特定自主検査 定期自主検査	1 月毎 1 年毎
18	酸素濃度計、ガス検 知計等の校正及び定 期点検	計量法 定期検査	1 年毎
19	合併処理浄化槽	浄化槽法	1 年毎
20	自動車検査 (車検)	道路運送車両法	種別・用途による
21	簡易無線機	無線局免許更新	5 年毎
22	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

3.4.7 点検・検査の実施と報告

- (1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 運営事業者は、定期的な機能検査を毎年 1 回以上、精密機能検査を 3 年に 1 回以上、予め組合と協議した内容で、組合が認める第三者機関により実施すること。また、法定点検等を定期的実施すること。
- (3) 日常点検で異常が発生された場合や故障が発生した場合には、運営事業者は臨時点検を実施すること。
- (4) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。
- (5) 点検・検査結果報告書を作成し組合に提出すること。

3.4.8 補修計画の作成

- (1) 運営事業者は、事業期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した補修計画について、組合の承諾を得ること。なお、補修計画策定に当たっては、季節変動（ごみ搬入量、外気温等）を十分考慮すること。
- (2) 運営事業者は、事業期間を通じた補修計画を点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。また、更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画

は組合の承諾を得ること。

- (4) 運営事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整である。

3.4.9 補修の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。
- (2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。
- (4) 運営事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。なお、補修の概要（参考）を(5)表24に示す。
- ① 点検・検査結果に基づいた設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、設備の設置
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整、設備の設置
 - ③ 再発防止のための修理、調整、設備の設置
- (5) 施設の設計、施工に起因する故障、天災等の不可抗力による損傷等運営事業者の責に帰さないものについては、運営事業者は臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。

表24 補修の概要（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期点検整備 (オーバーホール、 中間点検の補修)	定期的な点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。)	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理 (補修)	整備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 (事後修理)	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

3.4.10 施設の保全

運営事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。見学者等の第三者が立ち入る箇所については、特に点検、修理、交換等を適切に行うこと。

3.4.11 更新計画の作成

- (1) 運営事業者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間にわたる更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、事業期間中に組合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 運営事業者が計画すべき更新計画の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための機器更新（ろ布等の交換を含む）である。

3.4.1.2 更新工事の実施

- (1) 運営事業者は、更新計画に基づき更新工事の対象となる機器の耐久度・消耗状況により、効率的な機器の更新を行うこと。但し、法令改正、不可抗力によるものは運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (2) 更新工事に際しては、更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。
- (3) 各設備・機器の更新に係る記録は、適切に管理・保管すること。
- (4) 運営事業者が行うべき更新工事の範囲は、更新計画に記載された設備の基本性能を維持するための機器更新である。

3.4.1.3 改良保全

運営事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し組合と協議すること。

3.4.1.4 清掃

運営事業者は、本施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等の第三者が立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

- (1) 運営事業者は、美観を損なわないよう、本施設内のすべての設備の清掃を定期的に行なうこと。
- (2) 運営事業者は、浄化槽の清掃、管理について、専門業者などを活用し適切に行うこと。
- (3) 運営事業者は、清掃に関する要領書を作成し、組合の承諾を得ること。

3.4.1.5 建築物の機能維持と点検管理

- (1) 運営事業者は、本施設建築物及び建築設備の機能を事業期間にわたり維持すること。
- (2) 運営事業者は、本施設建築物及び建築設備の管理として点検作業等を行うこと。
- (3) 運営事業者は、本施設建築物の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。

3.4.1.6 付帯設備の機能維持と点検管理

- (1) 運営事業者は、本施設内にある樹木・植栽、駐車場、外構などの付帯設備（以下「付帯設備」という。）について、その機能を事業期間にわたり維持すること。

- (2) 運営事業者は、付帯設備の管理として点検作業等を行うこと。
- (3) 運営事業者は、付帯設備の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。

3.4.17 施設見学者等への対応

運営事業者は、本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察は除く）の予約受付を行うこと。ただし、当日受付は行わない。また、行政視察者を除く見学者への説明等を行うこと。なお、行政視察者への説明等対応は組合で行うが、説明等において組合からの依頼については協力すること。

アックス・グリーン施設の施設見学者数等の実績は表25のとおりである。

表25 施設見学者実績（アックス・グリーン）

年度	社会科見学回数	人数	一般見学回数	人数
平成26年度	15	648人	5	29人
平成27年度	9	445人	1	20人
平成28年度	9	531人	4	67人
平成29年度	13	554人	5	53人
平成30年度	12	602人	2	24人
令和元年度	12	467人	1	10人
令和2年度	新型コロナウイルス感染症対策のため、社会科見学等の受入なし。			
令和3年度	新型コロナウイルス感染症対策のため、社会科見学等の受入なし。			

3.4.18 窓口対応

運営事業者は、本施設に対して電話照会、来客等があった場合には、適切な対応を行うこと。また、組合が要請する時は組合とともに本施設の運営状況の説明を行い、理解、協力を得るよう努めること。なお、住民等による意見等があった場合は、組合との協議の上、適切に対応し、その結果を組合に提出・報告すること。

3.4.19 帳票類の管理及び記録の保存

(1) 帳票類の管理

運営事業者は、本施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、組合より報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。帳票類の種類（参考）を表26に示す。

表26 帳票類の種類（参考）

No.	名 称	No.	名 称
1	職員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	9	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	施設保全状況報告		

(2) 補修履歴等の記録

運営事業者は、本施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するための既存のソフトウェアを使用し、施設機能等の確認を行うこと。

(3) 記録の保存

運営事業者は、本施設の運営に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中、保存すること。また、運営事業者は、自らの財務諸表について年に1度組合に報告のこと。

3.4.20 各種調査票の作成協力

運営事業者は、本施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に基づき対応すること。

3.4.21 地域振興

運営事業者は、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮を行うこと。また、環境学習、環境保全に関する情報提供など周辺住民への配慮を行うこと。

3.4.22 その他

組合職員は、本事業の円滑な事業実施の確認と組合事務を行う。

運営事業者は、会議室等の一部を組合が行う事務に支障のない範囲で使用することができる。

本施設において費消される水、その他消耗品等に係る経費は委託料に含まれるものとし、別途支払は行わない。ただし、電気は本施設を経由してむつ衛生センターにも送電されるため、電力事業者に支払う電気料金については組合に請求すること。

なお、当該事項に係る詳細は、運営事業者と別途協議して決定する。

第5節 施設保全業務（新ごみ処理施設）

3.5.1 施設の機能維持

(1) 運営事業者は、新ごみ処理施設の基本性能を事業期間にわたり維持すること。

(2) 運営事業者は、新ごみ処理施設の公害防止基準に関する基本性能を事業期間にわたり維持すること。

3.5.2 施設の点検管理

運営事業者は、新ごみ処理施設の管理として点検作業等を行うこと。

3.5.3 公害防止監視装置の管理

運営事業者は、公害防止監視装置の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

3.5.4 ダイオキシン類ばく露防止対策

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号

の2、平成13年4月25日)に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。

3.5.5 見学者ホール・通路の案内展示設備

運営事業者は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

第4章 環境管理業務

4.1.1 環境保全基準

- (1) 運営事業者は、本施設の公害防止基準、関係法令等を遵守すること。
- (2) 運営事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

4.1.2 環境保全計画

- (1) 運営事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、ごみ焼却施設については、ばい煙、焼却灰等、リサイクルプラザについては、粉じん等の分析・管理を含むこと。
- (2) 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

第5章 資源物管理業務

5.1.1 資源物の管理

運営事業者は、本施設で発生した資源物を適切に保管するとともに、資源物の種類毎に、搬出量等についての電子データを記録・保存すること。

第6章 情報管理業務

6.1.1 運転記録報告

運営事業者は、本施設の廃棄物搬入及び搬出量、資源物搬入量、薬品・燃料等搬入量、各施設機器の運転データ、電気・上水等の用役データ等を記載した、運転日誌、日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.2 点検・検査報告

運営事業者は、本施設の点検・検査計画および点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.3 補修・更新報告

運営事業者は、本施設の補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.4 環境管理報告

運営事業者は、環境保全計画に基づき測定した本施設の環境保全の遵守状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.5 作業環境管理報告

運営事業者は、作業環境管理計画に基づき測定した本施設の作業環境保全の遵守状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.6 資源物管理報告

運営事業者は、資源物の種類毎に、発生量等を記載した資源物管理報告書を作成し、組合に提出すること。

6.1.7 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定すること。

6.1.8 その他管理記録報告

運営事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要求するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

第7章 安全管理業務

第1節 安全衛生管理・作業環境管理

7.1.1 安全衛生管理

- (1) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- (3) 運営事業者は、安全作業マニュアルを施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

7.1.2 作業環境管理基準

- (1) 運営事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 運営事業者は、ダイオキシン類のばく露防止措置を行い、炉室内及び関係諸室については、第一管理区域（2.5pg-TEQ/m³以下）とすること。
- (3) 運営事業者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (4) 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。
- (5) 運営事業者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

7.1.3 作業環境管理計画

- (1) 運営事業者は、事業期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 運営事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 運営事業者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本施設を改善する必要がある場合は、組合と協議のうえ実施すること。
- (7) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
- (8) 運営事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (9) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施に

- については、事前に組合に連絡し、訓練実施後は報告書を提出すること。
- (10) 運営事業者は、本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第2節 防災管理

運営事業者は、本施設の防災管理体制を整備するとともに、事業期間を通じた防災管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第3節 施設保安管理

運営事業者は、本施設の保安体制を整備するとともに、事業期間を通じた施設保安計画を作成し、組合の承諾を得ること。

第8章 人事管理業務

8.1.1 従業員に対する教育訓練

(1) 運転教育計画の作成

運営事業者は、組合と協議の上、運転教育計画を作成し提出すること。また、運営事業者は、作成した運転教育計画をもとに、建設事業者より本施設の運転管理等の引継ぎを受けること。

(2) 運転要員の確保

事業準備期間中に建設事業者から運転教育を受ける要員については、予め運営事業者が確保すること。

区分\年度	年度別計画搬入量															単位:t/年	
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038		
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20		
行政処理量	24,049	23,579	23,116	22,708	22,222	21,788	21,360	20,980	20,530	20,124	19,729	19,729	19,729	19,729	19,729		
可燃ごみ	20,996	20,580	20,173	19,809	19,381	18,997	18,616	18,274	17,875	17,514	17,158	17,158	17,158	17,158	17,158		
不燃ごみ	1,165	1,151	1,137	1,125	1,108	1,095	1,080	1,073	1,056	1,044	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032		
粗大ごみ	710	692	670	656	639	623	610	596	582	571	561	561	561	561	561		
資源ごみ	1,152	1,130	1,110	1,092	1,068	1,050	1,031	1,014	994	973	956	956	956	956	956		
びん類(無色)	97	95	93	92	90	88	87	85	84	82	80	80	80	80	80		
びん類(茶色)	174	171	168	165	162	159	156	154	151	147	145	145	145	145	145		
びん類(その他)	51	50	50	49	48	47	46	45	44	43	43	43	43	43	43		
ペットボトル	86	84	83	81	80	78	77	76	74	73	71	71	71	71	71		
白色トレイ	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
缶類(アルミ)	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	24	24	24	24	24		
缶類(鉄)	98	96	94	93	91	89	87	86	84	83	81	81	81	81	81		
新聞類	165	162	159	157	153	151	148	145	143	140	137	137	137	137	137		
雑誌類	88	87	85	84	82	81	79	78	76	75	73	73	73	73	73		
ダンボール	238	234	230	226	221	217	213	210	206	201	198	198	198	198	198		
紙バック	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1		
その他紙類	121	118	116	114	112	110	108	106	104	102	100	100	100	100	100		
その他	26	26	26	26	26	23	23	23	23	22	22	22	22	22	22		
乾電池	19	19	19	19	19	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16		
有害ごみ(体温計・蛍光管)	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
高水分ごみ	1,879	1,864	1,850	1,836	1,824	1,812	1,801	1,790	1,780	1,770	1,761	1,761	1,761	1,761	1,761		
し尿残さ	1,679	1,664	1,650	1,636	1,624	1,612	1,601	1,590	1,580	1,570	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561		
土砂																	
漁業系一般廃棄物																	
漁業系養殖残渣	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
中間処理	23,930	23,480	23,039	22,646	22,186	21,774	21,366	21,001	20,574	20,188	19,811	19,811	19,811	19,811	19,811		
可燃ごみ	20,996	20,580	20,173	19,809	19,381	18,997	18,616	18,274	17,875	17,514	17,158	17,158	17,158	17,158	17,158		
高水分ごみ(し尿残さ)	1,879	1,864	1,850	1,836	1,824	1,812	1,801	1,790	1,780	1,770	1,761	1,761	1,761	1,761	1,761		
可燃残渣	1,055	1,036	1,016	1,001	981	965	949	937	919	904	892	892	892	892	892		
資源化量	2,413	2,370	2,325	2,290	2,245	2,207	2,171	2,143	2,102	2,069	2,040	2,040	2,040	2,040	2,040		
不燃ごみ	1,165	1,151	1,137	1,125	1,108	1,095	1,080	1,073	1,056	1,044	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032		
粗大ごみ	710	692	670	656	639	623	610	596	582	571	561	561	561	561	561		
資源ごみ(紙類を除く)	538	527	518	509	498	489	481	474	464	454	447	447	447	447	447		